

公募型見積合わせ（オープンカウンター）のお知らせ

平成 29 年 4 月 1 日

栃木県では、契約手続きのより一層の公平性・透明性の確保等を目的に、会計局会計管理課（本庁）で行う物品調達の一部で、公募型見積合わせ（オープンカウンター）を実施しております。

※ 公募型見積合わせ（オープンカウンター）

物品調達に係る見積合わせにおいて、県が見積書を徴取する相手方を特定せず、見積合わせを行う案件を県ホームページ等で広く公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受けて、契約の相手方を決定する方式の見積合わせのこと。

1 対象

会計局会計管理課（本庁）で調達する物品のうち、予定価格が 10 万円以上 160 万円以下のものを対象に実施します。

なお、案件によっては、従来どおり会計管理課が見積書を徴取する相手方を特定する方式の見積合わせを行う場合もあります。

2 参加資格要件

見積書提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、次に掲げる参加資格要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。（案件ごとに業種区分を定める場合があります。）

➡ 入札参加資格の取得を希望する場合は、下記アドレスから手続きをご確認ください。

ホーム ⇒ お役立ちインフォメーション ⇒ 入札・公売 ⇒ 入札参加資格（公共事業以外）

⇒ 競争入札参加資格（物品・役務）について

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/pref/nyuusatsu/sankashikaku/annai.html>

- (3) 栃木県内に本店を有する者であること。（案件によって「栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者」とする場合があります。）
- (4) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）（以下「要領」という。）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

※ 上記に定めるほか、物品の性質等により必要な参加資格要件を定めることがありますので、案件毎の参加資格要件を必ずご確認ください。

3 調達案件の公開

公募型見積合わせ（オープンカウンター）の調達案件は、火曜日又は金曜日（閉庁日の場合は次の開庁日）に、「オープンカウンターによる物品調達公告」を栃木県ホームページに掲載するとともに及び会計管理課執務室に掲示します。（公開する案件がない場合には掲示しません。）

⇒ 調達案件の掲載ページは、下記アドレスからご覧ください。

ホーム ⇒ お役立ちインフォメーション ⇒ 入札・公売 ⇒ 入札・公募（物品調達）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-buppin/index.html>

4 見積書の作成方法等

(1) 作成方法

見積書は、案件番号、案件名称、納入期限、見積年月日、見積金額及びその内訳、住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印してください。

(2) 提出期限

提出期限は、案件を公開した日の翌日から起算して6日目（閉庁日の場合次の開庁日）の午後5時になります。

(3) 提出方法

見積書の提出期限までに持参又は郵送により、会計局会計管理課へ提出してください。

その際は、見積書を封筒に入れ封かんし、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）、案件番号、案件名称を明記の上、「見積書在中」と朱書きしてください。

ア 持参の場合 会計局会計管理課に設置する見積書投函箱へ投函

イ 郵送の場合 会計局会計管理課に期限必着（書留郵便に限る。）

(4) その他

公告に記載された仕様と同等以上の機能を有する物品（同等品）による見積書の提出は認めていません。ただし、あらかじめ公告により同等品を認めている場合に限り、見積書の提出期限の3日前までに「同等品承認申請書」を提出し承認を得ることによって、同等品による見積書を提出することができます。

6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とします。

- (1) 要領第4条に掲げる参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 要領第6条から8条までの規定に反して提出した見積書
- (3) 同じ案件について、同一者が2通以上提出した見積書
- (4) 談合その他不正の行為により提出した見積書
- (5) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭な見積書
- (6) 金額を訂正した見積書

7 契約の相手方の決定等

見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方として決定し、その旨速やかに連絡します。（決定されなかった者に対しての連絡は行いませんのでご了承願います。）

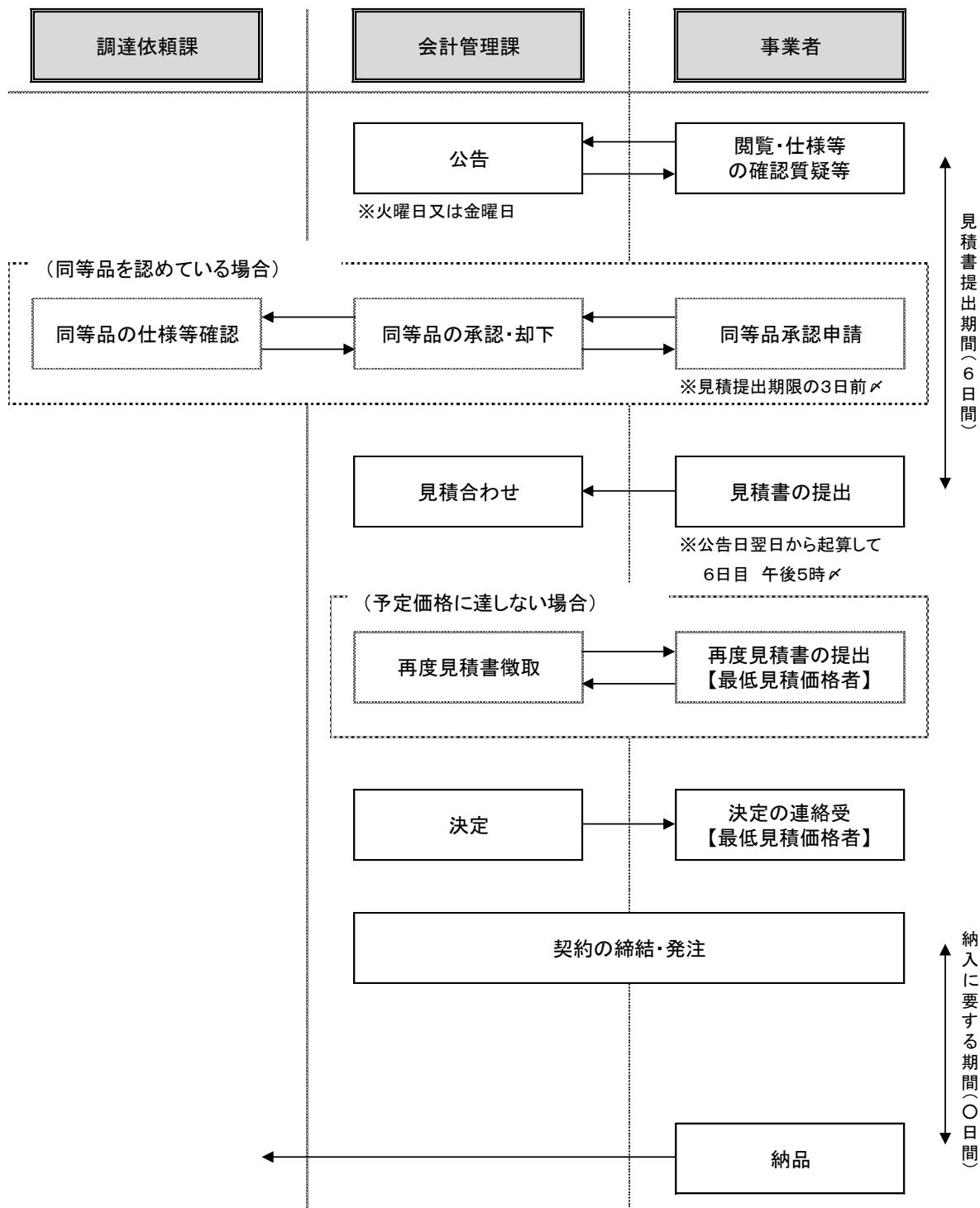
(1) くじによる決定

予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定します。

(2) 再度見積による決定

予定価格に達する見積書の提出がないときは、最低価格の見積書を提出した者から再度見積書を徴します。この場合、予定価格の範囲内であれば契約の相手方として決定します。

<公募型見積合わせ（オープンカウンター）の流れ>



会計局 会計管理課
契約指導・調達室
TEL 028-623-3023
FAX 028-623-2080

(掲載例)

オープンカウンターによる物品調達公告

平成28年〇月〇日

案 件 番 号	001
案 件 名 称	平机
数 量	25台
納 入 場 所	会計管理課
納 入 期 限	平成28年 月 日
仕 様 ・ 規 格 等	プラス US-S116H 又は同等品
同 等 品 の 可 否	可
見積に参加できる者に必要な資格要件その他の要件	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。 (3) 栃木県内に本店を有する者であること。 (栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。) (4) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
見積書記載事項	案件番号、案件名称、納入期限、見積年月日、 見積金額(見積内訳)、住所又は所在地、商号又は名称、 代表者職氏名、代表者印
見 積 金 額	消費税及び地方消費税を含む総価を記載すること。
見 積 回 数	1回
見積書提出場所	会計局会計管理課契約指導・調達室
見積書提出期限	平成 年 月 日() 午後5時
見積書提出方法	持参又は郵送(書留郵便で期限必着とする。)
見積書の無効	公募型見積合わせ(オープンカウンター)実施要領第9条各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。
決 定 通 知	決定後、速やかに最低価格を見積もった者に連絡する。